

風しんワクチンの 接種助成制度について

お問い合わせ▼健康福祉課保健係 ☎64・1120

昨年度に引き続き、成人の風しんワクチン接種費用の助成をおこなっています。

風しんワクチンについて

妊娠初期に風しんに感染すると、生まれてくる赤ちゃんが、白内障、心疾患、難聴などの障がいを持つ可能性があります。

妊娠を希望される方は、生まれくる赤ちゃんを守るためにもワクチン接種をお勧めします。

接種を希望される方は

健康福祉課保健係まで、申請書を取りに来てください。

◆対象者

- ・19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性
- ・妊婦の夫

◆助成対象ワクチン

- ・麻しん風しん混合ワクチン
- ・風しんワクチン



◆助成額

- ・ワクチン接種に要した費用
- *ただし1万円を上限とします。

◆助成期間

平成29年3月31日まで

注意

妊婦さんは、接種を受けることができませんので、接種前に妊娠していないか必ず確認してください。

また、接種後2ヶ月は避妊してください。

※詳しくは、健康福祉課保健係までお問い合わせください。

児童扶養手当の 現況届は忘れずに！

お問い合わせ▼健康福祉課児童係 ☎64・1120

手当が支給されているか停止されているかに関わらず、すべての受給者の方は、毎年現況届を提出しなくてはなりません。提出を忘れると8月以降分の支給を受けることができませんので必ず提出してください。

また、受給資格がなくなったり、氏名や住所を変更したときなどにも届が必要で、届が遅れた場合や届のない場合は、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、または手当を返還していただくこともありますので、必ず提出してください。なお、2年間現況届を提出しないしていると手当を受ける資格がなくなります。

◆提出期間

8月1日(月)

～8月31日(水)

◆提出場所

健康福祉課児童係

◆備考

所得申告等をしていないと

審査ができませんので、お済みでない方は申告をお願いします。

児童扶養手当とは？

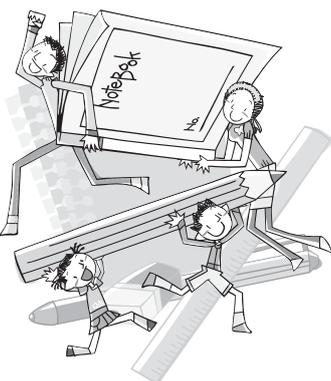
父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童(※1)が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(※1)児童とは、18歳になった年度末までの方。または20歳未満で一定の障がいがある方。

どのような人に支給されるのですか？

以下の条件に該当する児童を監護している母、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、または児童を母(父)に代わって養育している方に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父(母)が死亡した児童



- 父(母)が一定の障がいにある児童
- 父(母)の生死が明らかでない児童
- 父(母)が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父(母)がDV保護命令を受けた児童
- 父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童、棄児など

支給時期は？

- 年3回(12月、4月、8月)：支給日の前月までの分が支払われます。

*支給には申請が必要となり、受給資格者及び該当する児童の戸籍謄本や住民票等が必要で。

*詳しくは、健康福祉課児童係までお問い合わせください。